

(受理番号)	27-13	(受理年月日) 平成27年11月24日
件名 要旨	陳 情	
	<p>安全保障関連2法の廃止を求める意見書の提出について</p> <p>9月19日、安全保障関連2法案が可決され、成立した。</p> <p>この法律は、集団的自衛権の行使、戦闘地域での武器や燃料を補給する兵たん活動、戦争状態の地域での治安活動などが盛り込まれた内容になっており、多くの憲法学者、元内閣法制局長官、法律家らが違憲性を述べるなど、憲法違反の法律であることが明らかである。</p> <p>また、国会審議の中で自衛隊の内部文書が明らかになり、「軍軍間の調整所の設置」など、国会にも国民にも示されないまま、安全保障関連法の成立を前提とした詳細な部隊運用計画が作成されていたことは、重大な事態である。</p> <p>この法案に対し、香川県内でも弁護士会、戦争体験者、大学人などから、反対声明やアピールが相次ぎ発表された。さらに、これまで政治にかかわったことのない若者や子育て中の女性たちからも「勝手に決めるな」などと声が上がるなど、地域や世代を超えて反対運動が展開された。</p> <p>法律が成立した後の世論調査でも、反対が過半数を占め、「国会の議論が尽くされていない」などの意見は7割を超えている。</p> <p>憲法第98条は、最高法規である憲法に反する法律は効力を持たないとし、第99条で大臣、国会議員などの憲法尊重擁護義務を課していることから、憲法違反の戦争につながる安全保障関連2法は廃止すべきである。</p> <p>については、国に対し、安全保障関連2法の廃止を求める意見書を提出されるよう陳情する。</p>	